

# 通信・放送の総合的な法体系に関する研究会 中間取りまとめについて

---

平成19年9月11日  
情報通信政策局  
通信・放送法制企画室

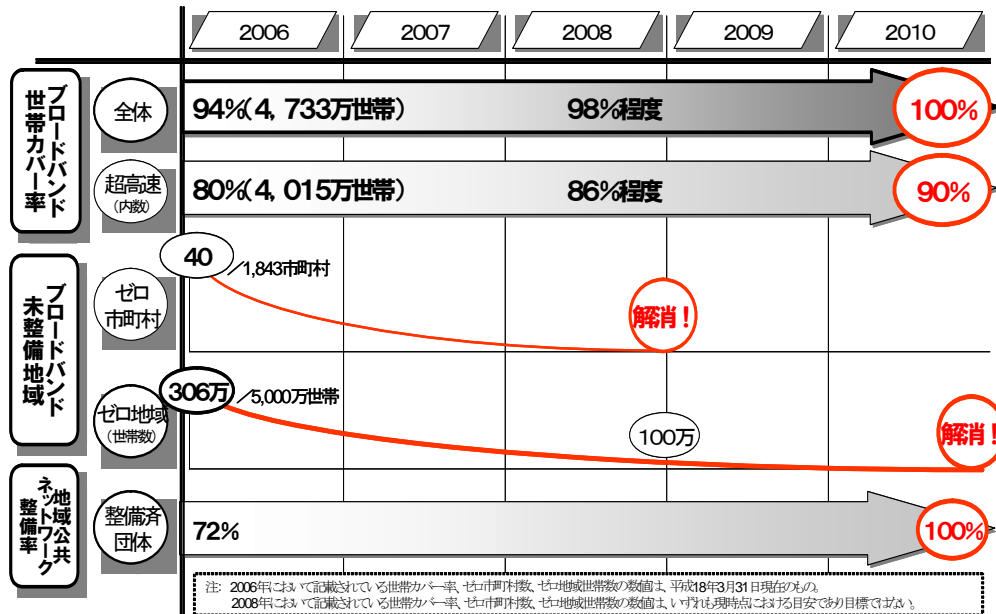
# **I 通信・放送の総合的な法体系に 関する研究会・概要**

# I-1 2011年「完全デジタル元年」に向けた取り組み

## 次世代ブロードバンド戦略2010

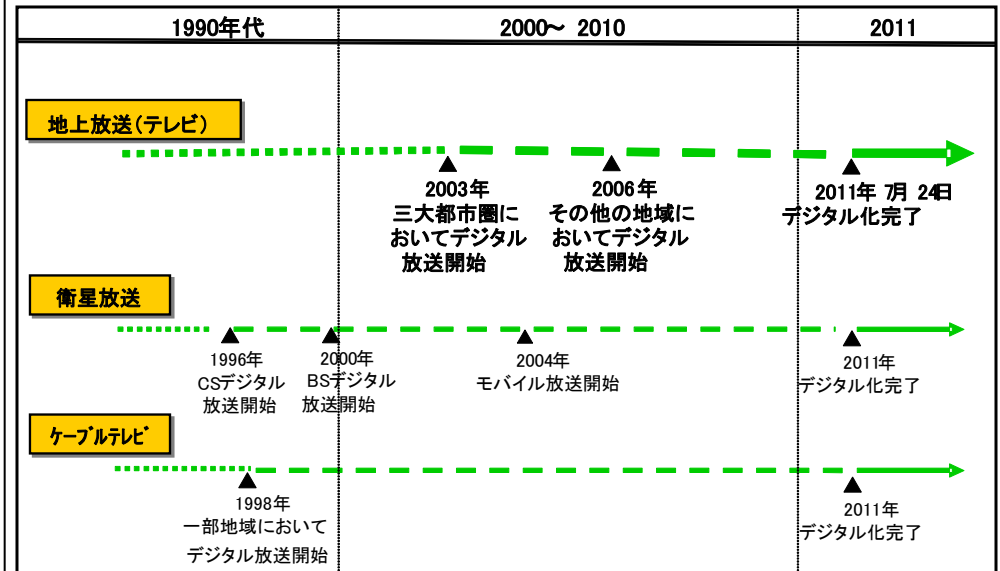
2010年までに、

- ①ブロードバンドゼロ地域を解消する。
- ②超高速ブロードバンドの世帯カバー率を90%以上とする。



## 放送のデジタル化

2011年までに、地上放送(テレビ)、衛星放送、ケーブルテレビのデジタル化を完成する。





## 1-3 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(H18.6.20)

- 通信・放送の在り方について政府・与党と調整を進め、平成18年6月20日に「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」を取りまとめ(同年6月22日公表)。
- 「融合関連」として通信と放送に関する総合的な法体系の検討を盛り込む。
- 本合意は、経済財政運営と構造改革に関する基本方針(骨太方針)2006に反映。

### 【通信・放送の在り方に関する政府与党合意 関係箇所抜粋】

#### 融合関連

- ・通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。

### 【経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006(平成18年7月7日閣議決定) 関係箇所抜粋】

#### 第2章 成長力・競争力を強化する取組

1. 経済成長戦略大綱の推進による成長力の強化
  - (2)生産性の向上(ITとサービス産業の革新)

#### ③世界最先端の通信・放送に係るインフラ・サービスの実現

- 「通信・放送の在り方に関する政府与党合意」(平成18年6月20日)に基づき、世界の状況を踏まえ、通信・放送分野の改革を推進する。

### 【通信・放送分野の改革に関する工程プログラム(平成18年9月1日)関係箇所抜粋】

#### 3 融合関連

- 通信と放送に関する総合的な法体系について検討するため、「通信・放送法制企画室」を設置するとともに(本年8月1日に設置済)、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化するため、新たに研究会を設置する(本年8月30日に開催済)。研究会の報告、情報通信審議会の諮問・答申を経て、2010年の通常国会への法案提出を目指す。

# 1-4 通信・放送の総合的な法体系に関する研究会

## 1 背景・目的

「通信・放送の在り方に関する政府与党合意（平成18年6月20日）」において、「通信と放送に関する総合的な法体系について、基幹放送の概念の維持を前提に早急に検討に着手し、2010年までに結論を得る。」とされたことを踏まえ、通信・放送の融合・連携に対応する法制度の在り方に関して専門的見地から調査研究を行い、通信・放送の融合・連携に対応した法体系の検討の方向性を具体化することを目的として開催（平成18年8月30日第1回会合、現在まで計12回の会合を開催）。本年6月に中間取りまとめ（パブコメ実施中（～7/20））

## 2 検討内容

以下の事項に関する調査研究を行います。

- (1) 現行法制の運用状況と課題
- (2) 通信・放送関連技術、ネットワークの現状と将来見通し
- (3) 通信・放送関連サービス・ビジネスモデルの将来見通し
- (4) 伝送・プラットフォーム・コンテンツ等の規律の在り方
- (5) 通信の秘密・表現の自由の在り方
- (6) 諸外国のサービス状況及び法制度

等 (座長) 堀部 政男  
(座長代理) 村井 純  
村上 輝康

## 3 構成員

安藤 真  
多賀谷 一照  
中村 伊知哉  
長谷部 恭男  
濱田 純一  
舟田 正之  
堀部 政男  
村井 純  
村上 輝康

(敬称略、五十音順)  
東京工業大学大学院理工学研究科教授  
千葉大学法経学部教授  
慶應義塾大学デジタルメディア・コンテンツ統合研究機構教授  
東京大学法学部教授  
東京大学大学院情報学環教授  
立教大学法学部教授  
一橋大学名誉教授  
慶應義塾大学環境情報学部教授  
野村総合研究所理事長

## 4 今後の予定

- 本研究会では、今後、パブリックコメント、関係団体・有識者等からのヒアリングを行い、本年12月目途に報告書を取りまとめ予定。
- その後、情報通信審議会の諮問・答申を経て、2010年の通常国会への法案提出を目指す。

# 1-5 研究会・問題意識

通信のブロードバンド化、IP化の進展

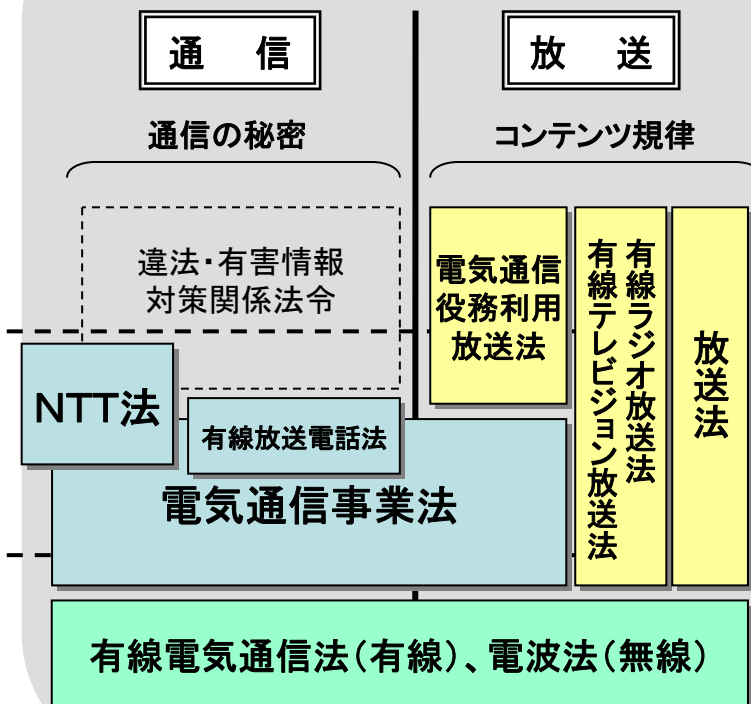
放送のデジタル化の進展

通信・放送の融合・連携が進展

融合・連携の進展の中で、通信と放送の枠を超えて、各レイヤーで以下のような課題が顕在化しつつある。

現行の通信・放送法体系

【レイヤー区分例】



融合・連携の進展

検討課題(例)

コンテンツ

同種の映像・音声などのコンテンツが通信・放送の枠を超えて流通(IPマルチキャスト、「ワンセグ」サービスなど)

- 「通信の秘密」の在り方
- 「コンテンツ規律」の在り方

プラットフォーム・サービス

サービス・事業の相互参入・連携が進展。課金・認証プラットフォームの共通化も進展。

- 利用者保護規律の在り方
- 公正競争規律の在り方

伝送インフラ

通信・放送の伝送インフラ共用が進展(電気通信役務利用放送等)

- 電波監理の在り方
- 有線・無線の技術基準の在り方

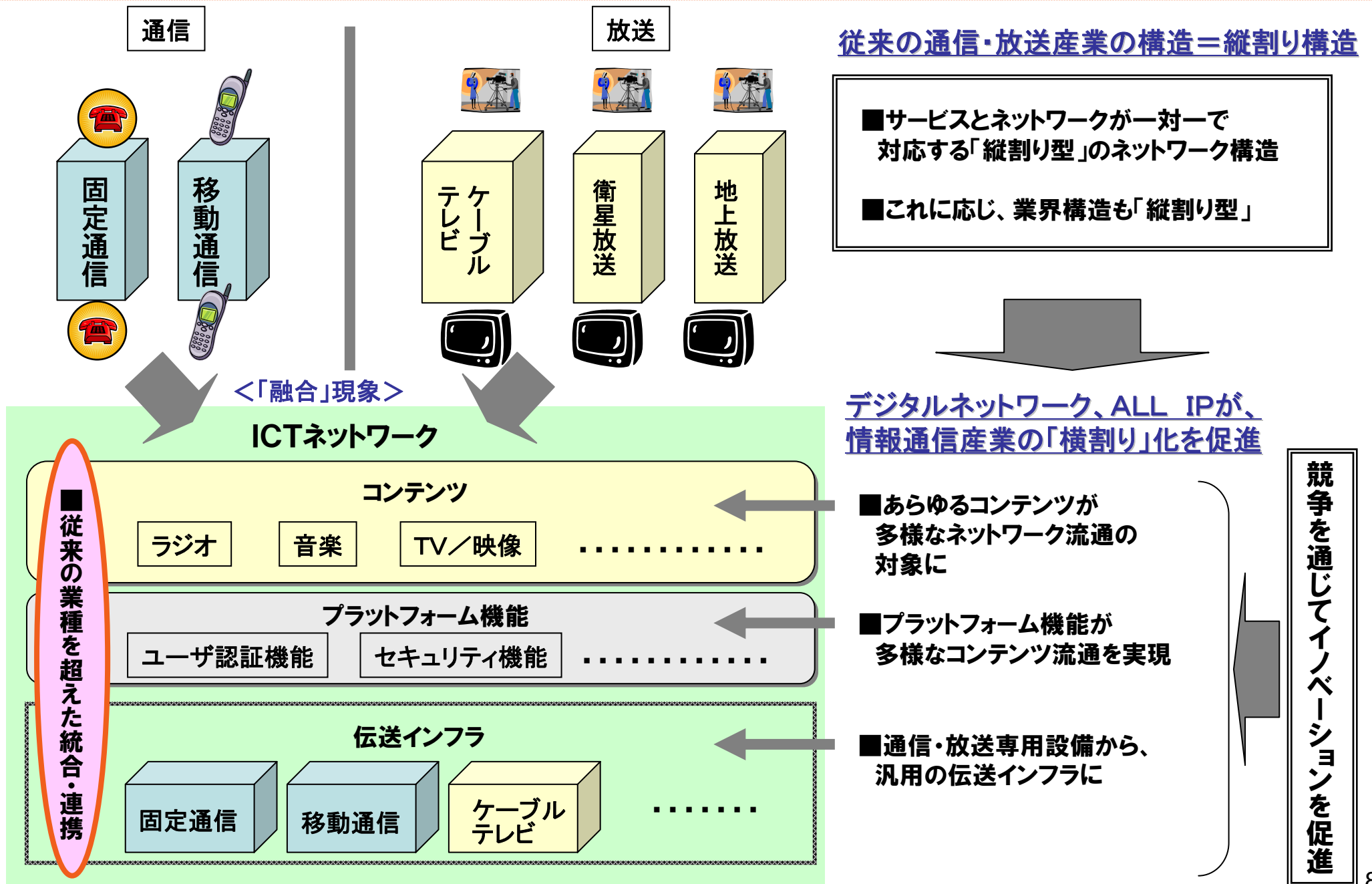
通信のブロードバンド化、放送のデジタル化が完了する2011年(完全デジタル元年)に向けて...

これらの課題を解決し、通信と放送の融合・連携に柔軟に対応できる「総合的な法体系」を検討

## II 研究会・中間取りまとめの概要

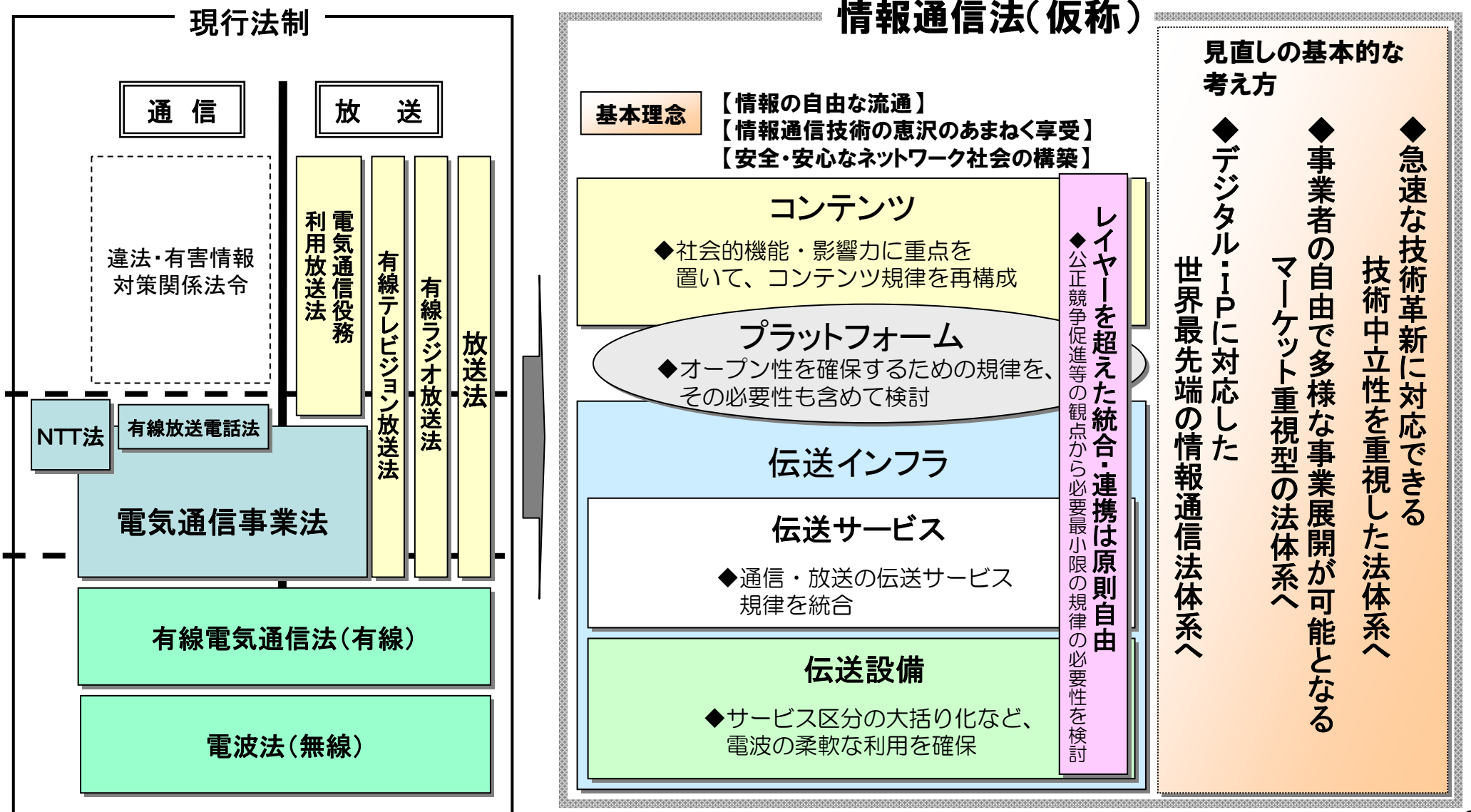


# II-1 デジタル・IPがもたらす情報通信産業の構造変化

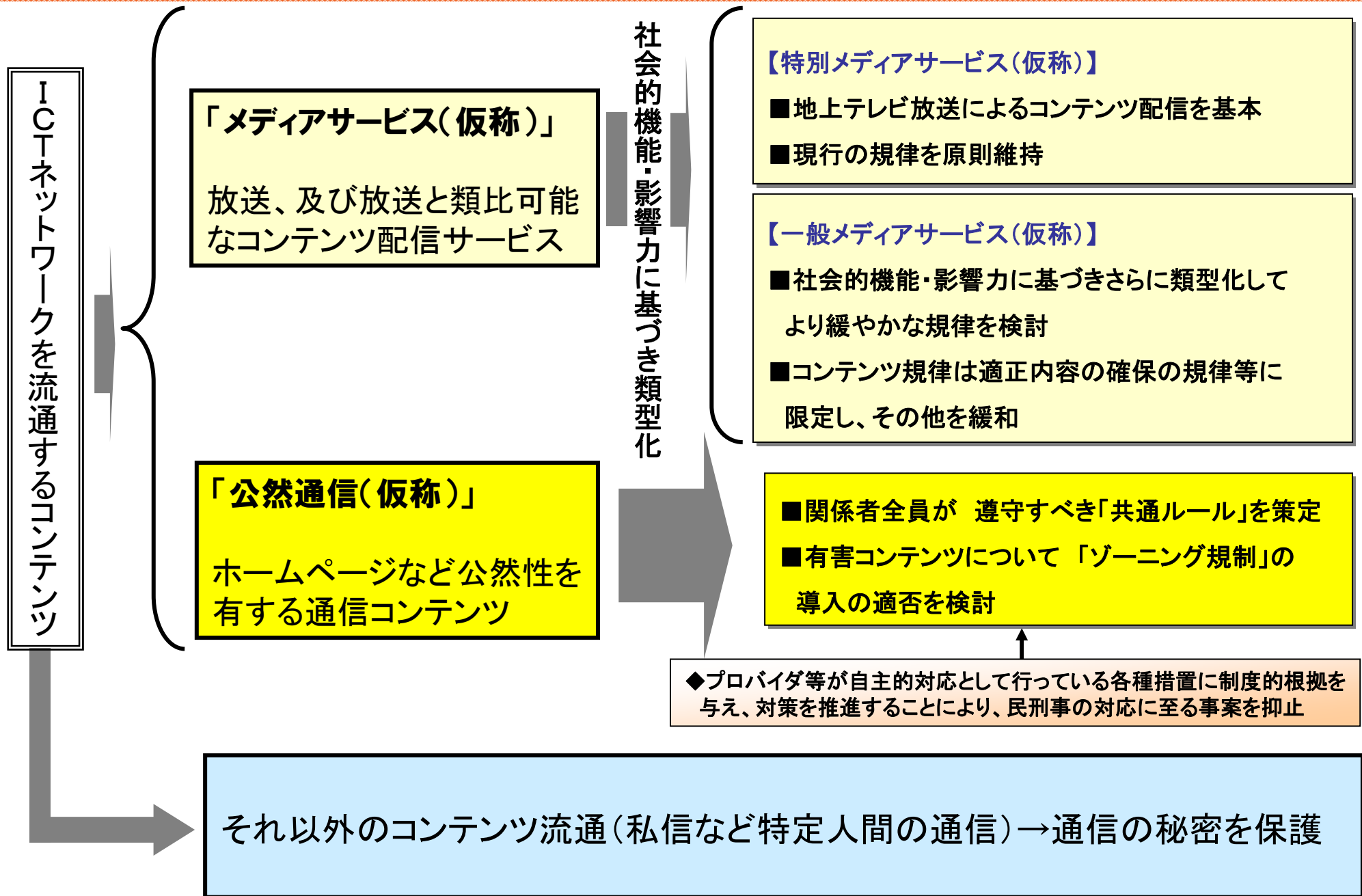


## II-2 通信・放送法制の抜本的再編

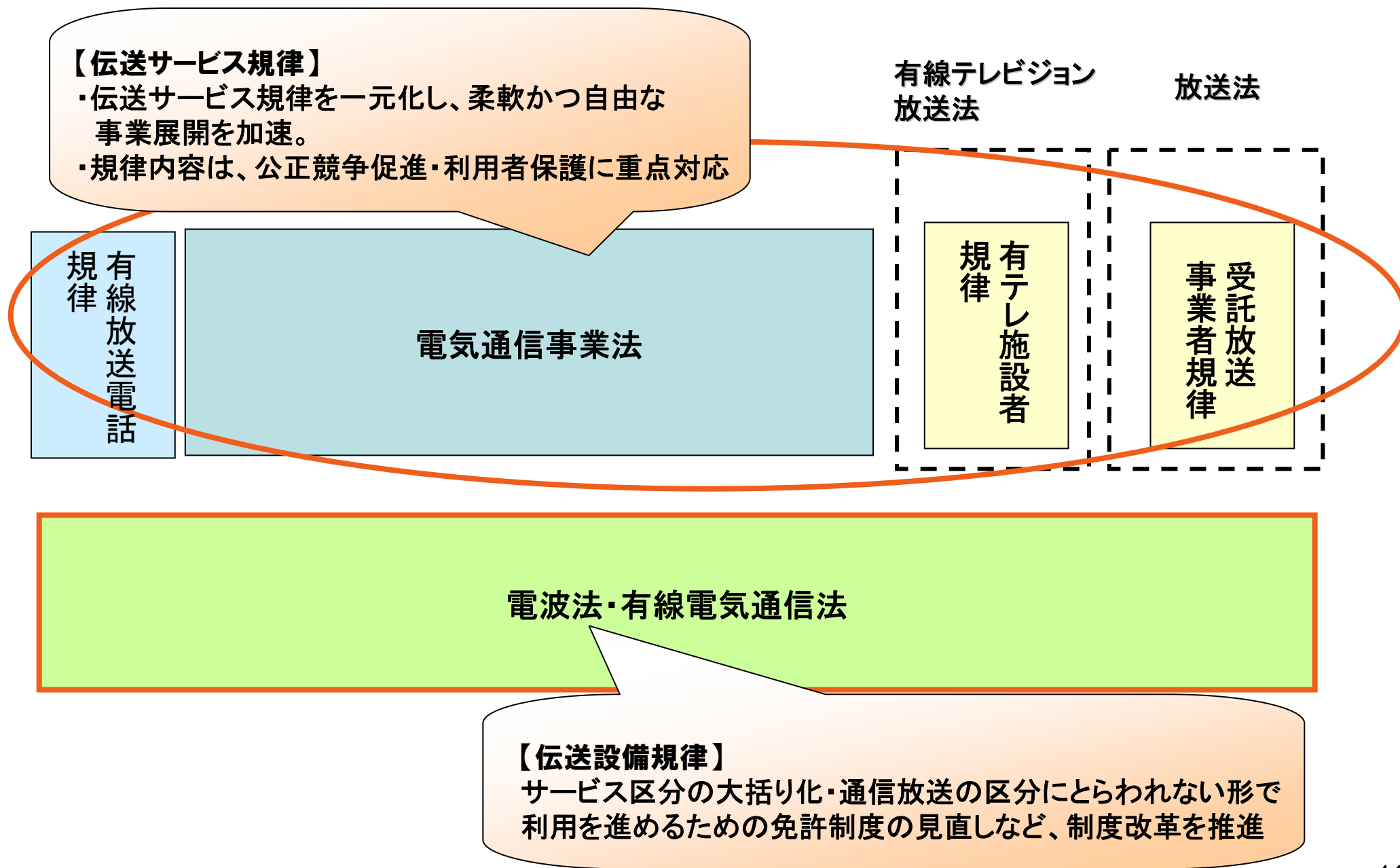
- デジタル・IPによる情報通信産業の構造変化を踏まえ、法体系を「縦割り」から「レイヤー構造」へ転換。
- 現在の通信・放送法制を「情報通信法(仮称)」として一本化。



## II-3 コンテンツに関する法体系のあり方



## II-4 伝送インフラに関する法体系のあり方



## II-5 プラットフォームに関する法体系、レイヤー間規律のあり方

### ■ プラットフォームに関する法体系のあり方

- ・プラットフォーム機能※が新たなボトルネックとして「情報の自由な流通」を阻害するおそれがあることを踏まえ、不当差別禁止などオープン性の確保のための措置について、その必要性を含めて検討。

※プラットフォーム機能は、「物理的な電気通信設備と連携して多様な事業者間や事業者とユーザの間を仲介し、利便性の高い安全・安心なコンテンツ配信・商取引利用や公的サービス提供の実現を目的とした、サービスポータル機能や、ネットワーク及びそれと連携する端末上のソフトウェア機能」と定義

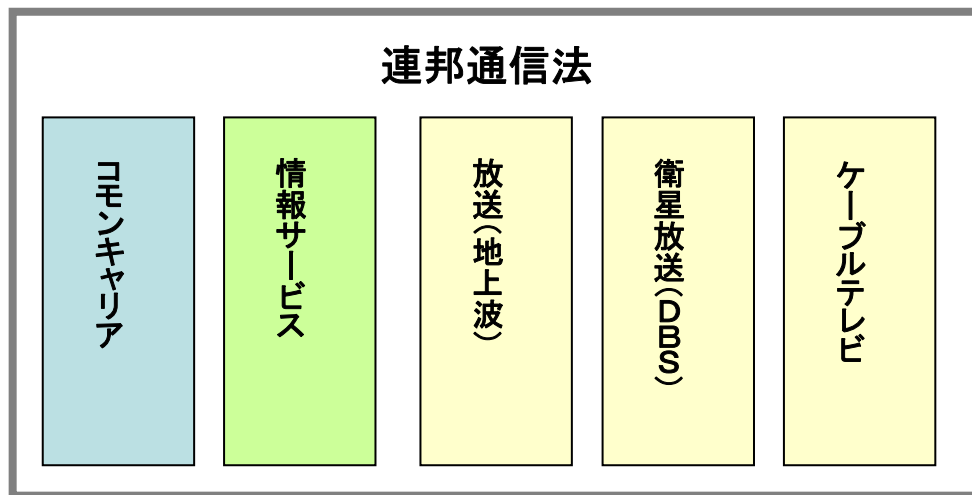
### ■ レイヤー間の規律のあり方

- ・事業者がレイヤーを超えた事業展開を進めることは原則自由。
- ・ただし、国民生活に不可欠な情報流通の確保や、メディアの多元性確保・公正競争促進の観点から必要な場合について、レイヤー間規律の整備の必要性について検討。

## (参考) 米国・EUの動向

米国

→法律は一本だが、サービス類型ごとに規律

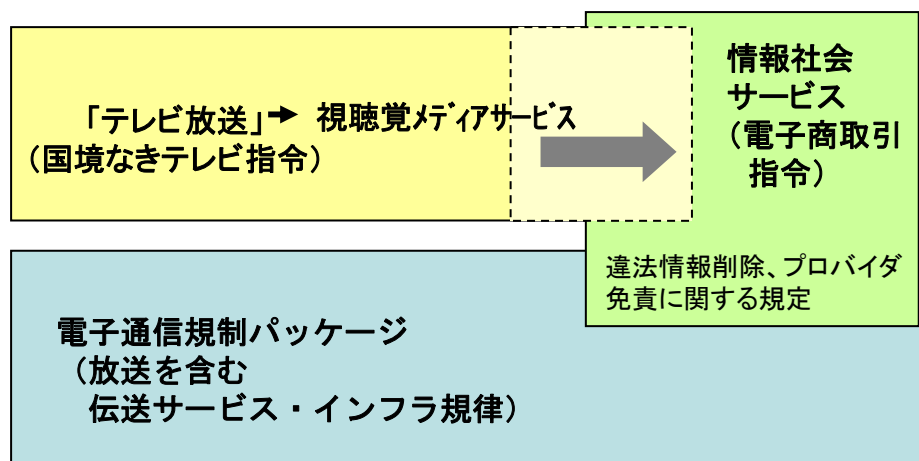


### 【融合・連携への対応】

- サービス類型別の規律体系自体を抜本的に見直す動きはない。
- 融合・連携については、映像配信サービスを中心に個別制度の見直しが議論。  
～コモンキャリアの映像配信サービス進出に関して、地方自治体ごとのケーブルテレビのフランチャイズ取得を簡素化  
～インターネット上の映像伝送について、コモンキャリアが料金の上乗せを主張、ISP等は「ネット中立性」を訴え

EU

→レイヤー型規律体系を指向



### 【融合・連携への対応】

- EUではレイヤー型規律体系を指向。  
～コンテンツ規律の対象を「テレビ放送」から「視聴覚メディアサービス」に拡大し、リニアサービス・ノンリニアサービスに分類して規律を適用
- ～「電子通信規制パッケージ」について、周波数政策に関する技術・サービス中立性の確保、支配的事業者規制の見直し(検討中)

※この他、「オンラインメディア」を対象として、行動準則(code of conduct)を政府機関その他関係者が共同で策定し、有害コンテンツ流通防止に共同で取り組む枠組みの導入等を加盟国に勧奨する「視聴覚と情報サービス産業の競争に係る青少年と人間の尊厳の保護及び反論権に関する勧告」を昨年12月採択。